

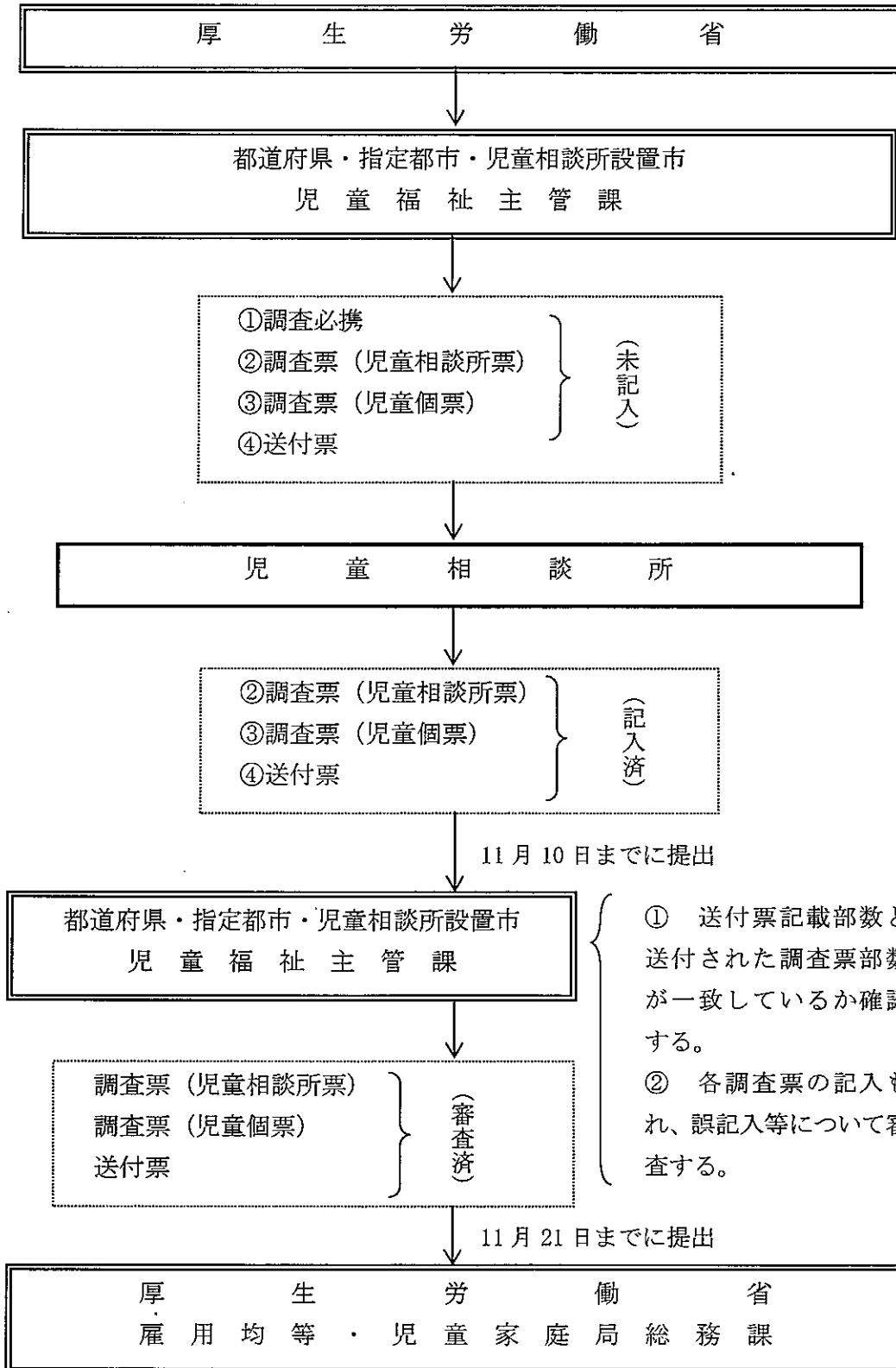
平成 20 年度
社会的養護ニーズ把握調査必携

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

目 次

○調査の流れ図	1
第1章 調査の概要	2
第2章 調査票の作成	3
1 調査票記入上の一般的注意	3
2 社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）の記入要領 ...	4
3 社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）の記入要領	5
第3章 調査票等の審査・提出	8
1 調査票の審査	8
2 調査票等の提出	8
3 送付票について	8
参 考 都道府県・指定都市・児童相談所設置市番号	9

○調査の流れ図



第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、社会保障審議会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等により、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図ることが課題となっているが、入所措置を行う児童相談所における相談状況からみた社会的養護ニーズを把握することにより、必要な社会的養護の提供量を算定し、計画的な整備をすすめるための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査の対象及び客体

全国の児童相談所及び児童相談所が平成19年度に入所措置した児童等を対象とし、その全員を客体とします。

3. 調査の時期

平成20年10月8日～平成20年11月21日とします。

4. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市に委託して行います。

5. 調査の方法

(1) 各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課は、厚生労働省から配布された調査票を、管轄する児童相談所に所要枚数だけ配布します。

(2) 調査票を配布された児童相談所の長は、次の方法により調査を行います。

児童相談所は、平成19年度に児童福祉施設に入所又は里親委託した児童等について、児童相談所備付けの児童記録票に基づき調査票を作成して11月10日までに児童福祉主管課に提出します。

(3) 児童福祉主管課は、提出された調査票を審査の上、11月21日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課に提出します。

6. 調査の集計及び発表

調査の集計及び発表は厚生労働省雇用均等・児童家庭局が行います。

第2章 調査票の作成

1. 調査票の記入上の一般的注意

(1) 調査票の受領

調査票及び送付票は、厚生労働省から各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課を通じて児童相談所に配布されるので、その枚数・汚破損の状況を確認し、不足の場合は直ちに請求して再受領してください。

(2) 調査票の種類

ア. 社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）

イ. 社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）

(3) 児童相談所番号の指示

各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課は、管轄する児童相談所について、1, 2, 3, ……と一連番号を割り当て、調査票を送付する際、児童相談所にその番号を指示してください。

(4) 調査票の記入者等

調査票の記入は、児童相談所において行い、児童個票についてはケース担当者等が調査票を作成します。

(5) 記入上の一般的注意

ア. 調査票への記入は、黒（又は青）のインクかボールペンを使用して、かい書で明瞭に記入することとし、鉛筆は使用しないでください。

イ. 調査票への回答方法は、次の方法によります。

- ① 調査事項のうち、算用数字が印刷してあるところは、該当する数字を○で囲みます。
- ② 「その他（ ）」欄は具体的な内容を記入します。
- ③ □ 内は、算用数字を右詰めで記入します。

ウ. 誤記入の訂正は、誤った回答 ——（横線2本）で消し、正しい回答を○で囲みます。数個を訂正の場合は、正しい回答を上部余白に記入し、インク消しを用いたり、はり紙をしたり、削ったりしないでください。

2 社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）の記入要領

○欄外事項

- | | |
|----------|--|
| ・都道府県市番号 | 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市番号表の番号（9頁参照）を記入します。 |
| ・児童相談所番号 | 各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課より指示された番号を記入します。 |
| ・児童相談所名 | 当該児童相談所の名称を記入します。 |

○質問事項

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 児童福祉施設
入所件数 | 平成19年度新規に児童福祉施設に入所措置した件数（福祉行政報告例第45のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」である件数）を記入します。 |
| (2) 里親委託件数 | 平成19年度新規に里親に委託した件数（福祉行政報告例第45のうち、対応内容が「里親委託」である件数）を記入します。 |
| (3) 長期一時保護
件数 | 平成19年度に相談受付した事例のうち、一時保護を長期（1か月以上）実施した件数を記入します（施設入所及び里親委託中の事例は除く）。 |
| (3)-1 施設入所等
検討件数
（一時保護） | (3)の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の数を記入します。 |
| (3)-2 施設入所等
検討施設種別
（一時保護） | (3)-1の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の検討を行った施設種別について、当該児童にとって最適と思われた施設種別を1.から11.までの中から1事例につき一つ選び、それぞれの施設種別ごとの合計人数を記入します。
「11. その他」は、1.から10.のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別とその人数を（ ）の中に記入します。「その他」の施設が複数ある場合は、欄外に施設種別と施設種別ごとの人数を記入してください。 |
| (3)-3 年度内施設
入所等件数
（一時保護） | (3)の事例のうち、平成19年度中に施設入所（里親委託）した事例の数を記入します。 |
| (4) 施設入所等
検討件数
（在宅指導） | 平成19年度に相談受付した事例のうち、在宅指導した事例の中で、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の数を記入します。 |
| (4)-1 施設入所等
検討施設種別
（在宅指導） | (4)の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の検討を行った施設種類について、当該児童にとって最適と思われた施設種別を1.から11.までの中から1事例につき一つ選び、それぞれの施設種別ごとの合計人数を記入します。
「11. その他」は、1.から10.のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別とその人数を（ ）の中に記入します。 |
| (9) 社会的養護
ニーズ調査 | 自治体で独自に実施している社会的養護ニーズの調査を実施している場合の方法・結果についての内容を記入します。別途既存資料がある場合は、その資料の添付でも結構です |

4 社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）の記入要領

※調査対象は、平成19年度新規入所件数（福祉行政報告例第45のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」及び「里親委託」のもの（措置変更を含む）

○欄外事項

- | | |
|----------|--|
| ・都道府県市番号 | 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市番号表の番号（9頁参照）を記入します。 |
| ・児童相談所番号 | 各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課より指示された番号を記入します。 |
| ・児童番号 | 1, 2, 3, ……と一連番号を割り当て、記入します。 |
| ・児童相談所名 | 当該児童相談所の名称を記入します。 |

○質問事項

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 子どもの状況 | |
| 子どもの性別 | 子どもの性別について、どちらかを○で囲みます。 |
| 子どもの生年月日 | 子どもの生年月日を記入します。 |
| 入所年月日 | 子どもが入所（委託）した年月日を記入します。 |
| 一時保護の有無 | 一時保護の有無についてどちらかを○で囲みます。 |
| (2) 子どもが入所した施設の種別 | 子どもが入所した施設種別について、1. から 10. までの中から 1 事例につき一つ選び、番号を○で囲みます。
「10. その他」は、1. から 9. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（ ）の中に記入します。 |
| (3) 他府県施設入所 | 子どもが入所（委託）した施設（里親）の所管が他の自治体である場合の自治体について、都道府県市番号を記入します。 |
| (4) 養護問題発生理由 | 養護問題が発生した理由について、1. から 26. までの中から最大 4 つまで選び、番号を○で囲みます。
「26. その他」は、1. から 25. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（ ）の中に記入します。 |
| (5) きょうだいの状況 | |
| きょうだいの有無 | きょうだいの有無についてどちらかを○で囲みます。 |
| きょうだいの人数 | きょうだい「あり」の場合には、その人数を記入します。 |
| 施設入所（里親委託）の有無 | うち、きょうだい「あり」の場合で、児童福祉施設入所（里親委託）の有無についてどちらかを○で囲みます。 |

(5)-1 きょうだいの人数	きょうだいの人数を記入します。
同じ施設	子どもが入所した施設と同じ施設に入所しているきょうだいの人数を記入します。
違う施設	子どもが入所した施設と違う施設に入所しているきょうだいの人数を記入します。
(5)-2 違う施設の施設種別	子どもが入所した施設と違う施設に入所しているきょうだいが入所している施設の施設種別について、1. から 11. までの中から選び、人数を記入します。 「11. その他」は、1. から 10. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（ ）の中に記入します。
(6) 保護者の状況	保護者の状況について、1. から 9. までの中から選び、○で囲みます。
(6)-1 主たる保護者	(6)で、「9. 両親ともいない又は不明」を選んだ場合の主たる保護者について、1. から 10. までの中から選び、○で囲みます。 「8. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な主たる養育者を（ ）の中に記入します。
(7) 家庭復帰の見通し	親（主たる養育者）がいる場合のみ記入します。 家庭復帰の見通しについて、1. から 4. までの中から選び、○で囲みます。
(8) 子どもの状況	1. から 14. の項目について、それぞれ評価対象となる年齢を基本に確認し、「評価対象外」は1、「疑いなし」は2、「やや疑いあり」は3、「疑いあり」は4、「確かに問題あり」は5、「判断困難」は6を○で囲みます。
(9) 子どもの身体疾患・障害の状況	子どもの身体疾患または障害の有無についてどちらかを○で囲みます。
(9)-1 子どもの身体疾患・障害の状況	(9)で、「1 あり」を選んだ場合の子どもの身体疾患・障害の内容について、1. から 15. までの中から選び、○で囲みます。 「15. その他」は、1. から 14. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な身体疾患・障害名を（ ）の中に記入します。
(10) 子どもの精神障害の状況	子どもの精神障害の有無についてどちらかを○で囲みます。
(10)-1 子どもの精神障害の状況	(10)で、「1 あり」を選んだ場合の子どもの精神障害について、1. から 5. の項目で、それぞれ「確定診断あり」は1、「疑いあり」は2、「判断困難」は3を○で囲みます。 1. から 5. の分類については、調査票にそれぞれ※以下に具体的な診断名を記載していますので、参考にしてください。
(11) 障害者手帳所持	1. から 3. の項目について、それぞれ「所持(1級)」は1、「所持(2級)」は2、「所持(3～6級)」は3、「未判定(申請中)」は4、「なし」は5、「不明」は6を○で囲みます。
(12) 定期的な通院の必要性	1. から 4. の項目について、それぞれ「あり」は1、「なし」は2、「不明」は3、を○で囲みます。
(13) 心理療法の必要性	心理療法の必要性については、「あり」は1、「なし」は2、「判断困難」は3、「不明」は4を○で囲みます。

(14) 被虐待経験の有無	被虐待経験については、「あり」は1、「なし」は2、「不明」は3を○で囲みます。
(14)-1 虐待の種類	(14)で「1 あり」を選んだ場合の虐待の種類について、1. から 4. までの中から主なものをひとつ選び、○で囲みます。
(15) 保護者への対応の困難度	保護者への対応の困難度について、1. から 5. までの中から選び、○で囲みます。
(16) 他施設種別等の検討	何らかの事情で児童にとって適切と考える入所措置（里親委託）等ができなかった状況を確認し、必要な社会的養護ニーズを把握するための設問です。このため、当該施設の設置の有無や、空き状況等による実情は考慮せず、あくまでも子どもの処遇にとって必要な観点からの回答をお願いします。 実際に入所措置（里親委託）した施設種別以外を検討したかどうかの有無について、「あり」は1、「なし」は2を○で囲みます。
(16)-1 検討した施設種別	(16)で「1 あり」を選んだ場合の検討した施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。 「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（ ）の中に記入します。
(16)-2 選択しなかった理由	(16)で「1 あり」を選んだ場合の検討した施設種別を選択しなかった理由について、1. から 4. までの中から選び、○で囲みます。 「4. その他」は、1. から 3. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な理由を（ ）の中に記入します。
(16)-3 事例の要件	(16)-2で「3」を選んだ場合の事例の要件で入所が困難だった理由について、1. から 7. までの中から選び、○で囲みます。 「7. その他」は、1. から 6. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な理由を（ ）の中に記入します。
(17) 措置変更の有無	いったん入所措置（里親委託）をしたものの、不調となり措置変更した場合には、措置変更先の施設種別について社会的養護ニーズがあると考えられ、回答をお願いするものです。 措置変更について、「あり」は1、「なし」は2を○で囲みます。
(17)-1 措置変更又は措置変更検討施設種別	(17)で「1 あり」を選んだ場合の措置変更を行った施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。 「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（ ）の中に記入します。
(18) 措置変更の検討の有無	いったん入所措置（里親委託）をしたものの、不調となり措置変更を検討している場合には、措置変更を検討している施設種別について社会的養護ニーズがあると考えられ、回答をお願いするものです。 措置変更の検討について、「あり」は1、「なし」は2を○で囲みます。
(18)-1 措置変更又は措置変更検討施設種別	(18)で「1 あり」を選んだ場合の措置変更を検討している施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。 「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（ ）の中に記入します。

第3章 調査票等の審査・提出

1 調査票の審査

調査票は、提出する前に以下の点について、記入誤りがないか、十分に審査・確認を行ってください。

(1) 児童相談所票の審査要領

- ① 空欄は、記入漏れのため、数字の場合は該当がなければ0と記入し、空欄を残さないようにします。なお、不明の場合は不明として空欄を残さないようにします。
- ② 数字を記入する項目については、右づめで記入されているか確認します。

(2) 児童個票の審査要領

- ① 調査項目「(5) きょうだいの人数」及び「(9)-1 子どもの主な身体疾患・障害」「(10)-1 子どもの精神障害」以外の空欄は、記入漏れであるので、記入者に照会して記入します。なお、不明の場合は不明として空欄を残さないようにします。
- ② 数字を記入する項目については、右づめで記入されているか確認します。

2 調査票等の提出（平成20年11月21日までに必着）

- ① 送付票
- ② 児童相談所票
- ③ 児童個票

※注意：調査票は、ひもなどで結合することのないようにお願いします。②は、児童相談所番号、③は、児童番号の若い順で整えてください。

[提出先] 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 調整係

3 送付票について

各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、各児童相談所からの「調査票」が全てそろったら児童相談所番号並びに児童番号順に並べ、各々の調査票枚数を送付票に記入のうえ調査票最上部に添付します。このとき「送付票」を2部作成し、1部を提出し、1部を控えとして保管してください。

都道府県・指定都市・児童相談所設置市番号

番号	県(市)名	番号	県(市)名	番号	県(市)名
01	北海道	31	鳥取県	60	堺市
02	青森県	32	島根県	61	神戸市
03	岩手県	33	岡山県	62	広島市
04	宮城県	34	広島県	63	北九州市
05	秋田県	35	山口県	64	福岡市
06	山形県	36	徳島県	65	横須賀市
07	福島県	37	香川県		
08	茨城県	38	愛媛県	66	金沢市
09	栃木県	39	高知県		
10	群馬県	40	福岡県		
11	埼玉県	41	佐賀県		
12	千葉県	42	長崎県		
13	東京都	43	熊本県		
14	神奈川県	44	大分県		
15	新潟県	45	宮崎県		
16	富山県	46	鹿児島県		
17	石川県	47	沖縄県		
18	福井県				
19	山梨県	48	札幌市		
20	長野県	49	仙台市		
21	岐阜県	50	さいたま市		
22	静岡県	51	千葉市		
23	愛知県	52	横浜市		
24	三重県	53	川崎市		
25	滋賀県	54	新潟市		
26	京都府	55	静岡市		
27	大阪府	56	浜松市		
28	兵庫県	57	名古屋		
29	奈良県	58	京都		
30	和歌山県	59	大阪		